

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）

仕 様 書

令和7年10月20日
スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付

1. 事業名

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）

2. 目的

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくり（※）において重要な要素の一つである。

スポーツ庁では、これまで策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や「武道ツーリズム推進方針」等に基づき、スポーツツーリズムコンテンツ磨き上げのモデル事業、国内外向けのデジタル技術を活用した広報や体験会を含むプロモーション、文化庁・観光庁と連携したスポーツ文化ツーリズムの推進等、各種施策を展開してきたところである。

スポーツツーリズムに関するこうした取組は各地で徐々に芽生えつつあるが、増加傾向にある訪日旅行客を引き続き主なターゲットとし、更なるスポーツツーリズムの認知拡大・ムーブメントの創出を通じたすそ野拡大を進める必要がある。

また、各地にスタジアム・アリーナが誕生するといったムーブメントも生じている。

このため、本事業では武道ツーリズム・スポーツツーリズムをこれまでとは違うスポーツのファン層にも訴求すべく、プロフェッショナルリーグと連携し広く認知拡大を図ることを目的とする。

※「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に位置づけられた「スポーツ・健康まちづくり」

3. 成果物

- （1）事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案
 - （2）各種イベントやプロモーションに係る制作物一式
 - （3）各事業で実施したアンケート結果・分析報告書
 - （4）委託業務成果報告書及び成果報告書概要
- ・電子媒体（PDF 及び PowerPoint、Word、Excel 等のオリジナルデータ）によって納品すること。
 - ・本事業の実施内容を取りまとめ、今後の課題と対応策等の考察を含めた報告書を作成し、スポーツ庁参事官（地域振興担当）へ提出すること。なお、成果物である報告書は、他地域の取組の参考とするため、委託事業完了後にスポーツ庁ホームページで公表する。
 - ・上記の他、必要に応じ、スポーツ庁が委託先に対し、事業の実施状況について報告を求めているものがあるので、それらについても成果物として納品すること。

4. 事業（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和8年3月6日

5. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 地域振興係

メールアドレス：stiiki@mext.go.jp

6. 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。すでに受託者が保有しているドキュメント等の著作権については、請負者は著作権人格権を行使しないものとする。

7. 委託事業内容

プロフェッショナルスポーツのリーグを活用して、試合観戦やスタジアム等を活用した特別な体験と、武道をはじめとする地域のスポーツ資源及びその地域の観光資源などを融合させた、国内外の旅行者から選ばれる観光コンテンツを持続可能な取組として創出する。加えて、所属選手等を起用した効果的なプロモーションを実施し、経済波及効果の最大化を目指す。具体的には以下の項目について実施しその効果検証を行う。

- (ア) リーグ観戦と合わせたスポーツツーリズムのコンテンツ創出
リーグの観戦やスタジアムツアー等の特別な体験と、武道などのスポーツ体験、及び拠点となる地域の独自の観光資源などを組み合わせた、付加価値の高いコンテンツを創出し、モニターツアーを実施するなどして効果検証を行う。
- (イ) SNS等を活用したプロモーション
(ア) で実施したツアーを中心に、実施内容等をSNS等のデジタルメディアを活用して国内外に効果的に情報発信し、武道ツーリズムの認知度向上及び交流人口増加の検証を行う。
- (ウ) スタジアム及び周辺地域でのプロモーション
試合開催期間において、スタジアムやその周辺地域で武道体験を含むスポーツツーリズムを中心としたプロモーションを実施する。

委託先は、スポーツ庁の指示に従い以上の業務を行う。企画・運営の具体化や本仕様書に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上、決定する。なお、事業全体の進捗状況を把握し、スポーツ庁と密に連携がとれる窓口となる専任者を1名以上従事させること。

8. 事業規模

事業規模は8,000千円（税込み）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、令和7年度スポーツ庁参事官（地域振興担当）技術審査委員会におい

て行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

- * 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

- * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

1-3 事業計画の妥当性・効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

- 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限

る)

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。

10. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施するうえで合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた

場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁参事官（地域振興担当）と適宜協議を行うものとする。

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）

総 合 評 価 基 準

令和7年10月20日
スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付

本資料は、スポーツ庁が調達する令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（1）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（2）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50	100	150

4 総合評価の方法

（1）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（2）上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってく

じを引かせ落札者を決定する。

令和 7 年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」
（プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る
評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の実施方針 [50点]	25	25
●	1-1 事業内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	5	10
	* 1-1-2 偏った事業内容となっていないこと。	5	
●	1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕	5	10
	* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。	5	
●	1-3 事業計画の妥当性・効率性	5	5
	* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕	5	5
	2 組織の経験・能力 [22点]	12	10
	2-1 組織の類似事業の経験	—	4
	2-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	4
	2-2 組織の事業実施能力	12	3
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。	6	
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。		3
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 事業に当たってのバックアップ体制		3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		3
	3 業務従事予定者の経験・能力 [18点]	8	10
	3-1 業務従事予定者の類似事業の経験	—	5
	3-1-1 過去にスポーツツーリズムに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	5
	3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性	8	5
	* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。	8	
	3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。		5
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕		
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）		
	○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）		
	○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。		
	○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。		
	※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		

5

	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5
	5-1 賃上げの表明 以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする) 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※ 「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		5
	合 計 [100点]	45	55

令和 7 年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」
 （プロフェッショナルリーグを活用したスポーツツーリズム・ムーブメント創出事業）に係る
 加点付与基準

加点評価項目	評 価 区 分		
	大変優れて いる	優れている	やや優れて いる
1 事業の実施方針			
* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
* 1-2-1 事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
* 1-3-1 事業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2 組織の経験・能力			
2-1-1 類似事業の実績内容について	4	2	1
2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか	3	2	1
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	3	2	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 類似事業の経験について	5	3	1
3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有しているか	5	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の取組について	※複数の認定等に該当する場合は、最も配 点が高い区分により加点を行うものとする。		
i) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3		
・認定段階 3	4		
・プラチナえるぼし認定企業	5		
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
ii) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等			
・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項に掲げる基準による認定）	2		
・トライくるみん認定①（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定）	3		
・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるこ	3		

ととされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。)) ・トライくるみん認定②（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 6 年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定） ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。)) ・くるみん認定④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（令和 6 年改正省令による新施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定） ・プラチナくるみん認定 ・行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	3 3 4 5 1
iii) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	
・ユースエール認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については相当する各認定等に準じて加点する。	4
5 賃上げの取組について	※いずれかに該当することにより加点を行うものとする。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。
i) 令和 4 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 % 以上、中小企業等においては 1.5 % 以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
ii) 令和 4 年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては 3 % 以上、中小企業等においては 1.5 % 以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく原点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。	5